内閣衆質一六六第四七〇号

平成十九年七月十日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土に居住するロシア系住民の意識に関する再質問に対し、 別紙答弁書を

送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土に居住するロシア系住民の意識に関する再質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘のアンケート調査は、 四島交流事業の実施団体が行っているものであり、 また、 同団体はその結

果を公表することを前提として行っているものではないことから、お尋ねについて、外務省としてお答え

することは差し控えたい。

二及び四について

御指摘のアンケート調査の結果については、 外務省として承知している。

五について

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島海域に入域する日本船籍船舶のロシア国旗掲揚問題等に関する質問

に対する答弁書(平成十八年五月十九日内閣衆質一六四第二五五号)八についてでお答えしたとおり、 兀

島交流の枠組みによる訪問事業には、 外務省職員等の政府職員が同行している。

六について

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土に居住するロシア系住民の意識に関する質問に対する答弁書 (平成

_

十九年七月三日内閣衆質一六六第四一三号)二についてでお答えしたとおり、我が国固有の領土である北

方四島については、ロシア連邦が法的根拠なくして占拠しており、 御指摘の同行者の対応のいかんにかか

わらず、現在、政府として、北方四島において、これらの島々に居住しているロシア連邦国民を幅広く対

象とした調査を行うことが事実上できない状況にある。